

全国の家族と家族会をつなぐ機関誌

月刊

# みんな ねっと



2008年 **2** 月号

家族のための相談コーナー

● 今月のテーマ ●  
働きたい

特定非営利活動法人  
全国精神保健福祉会

知っておきたい 精神保健福祉の動き 1

お知らせします みんなねっとの活動 3

本の紹介

『精神障害のある人と自立支援法』 5

『辰村泰治の七十年』 5

家族のための相談コーナー

今月のテーマ「働きたい」

本人の気持ちを大切に・否定しないで支えましょう(良田かおり) 6

「働きたい」ときの相談窓口(牧 佳周子) 10

お元気ですか 家族会

筑西地区地方家族会(茨城県) 14

街の診療所からのお便り【連載⑩】(増本茂樹)

・・・結婚適齢期? 結婚する?・・・ 18

家族の手記「親のやり直し」鬼頭博子 22

家族の主張「障害者自立支援法」に思う クッキー 25

わかりやすい制度のはなし

●その10(横山秀昭)

「障害者自立支援法における“世帯”と  
“世帯分離”の考え方」 26

みんなのわ——読者のページ 30

お知らせ&ご案内コーナー 34

◆「お元気ですか 家族会」コーナーで紹介する家族会を募集します  
月刊「みんなねっと」編集委員会では、「お元気ですか 家族会」コーナーでご紹介する家族会を募集しています。自薦・他薦を問いません。「こんな活動しています!」など、例会の様子を取材させていただきます。家族会に編集委員がお伺いします。

## 知っておきたい 精神保健福祉の動き

### ■生活保護費引き下げ、一年先送り！

国は平成二〇年度から生活保護費（食費・被服費・光熱水費など）を引き下げる予定でした。それに向けて、学識経験者による「検討会」も開催されました。しかし、性急すぎる進め方に対して、「検討会」の委員からも、研究者や日弁連、市民団体、障害者団体、一般市民からも、意見と批判が相次ぎました。その結果、二〇年度は見送ることが昨年末に決まりました。

しかし、一年先送りではかな

く、しかも生活保護費は厚生労働大臣の裁量でいつでも変えられる種類のもので、厚生労働省は、①最も低所得にある人々より生活保護費は高い（だから保護費を下げる）、②都市部の保護費を下げる、地方との格差を縮める（受給者は都市部に多いので、全体の予算は削減できる）などを考えているようです。

大切なことは障害や失業などから低所得になった場合、誰もが世間の目を気にせず、安心して生活保護を受けられる社会にすることです。他障害よりも生活保護の受給者が多い精神障がい者の生活を守ることは、市民全体の暮らしを守ることもありません。国への積極的な働きかけが、精神保健福祉の関係者に

求められています。

### ■平成二〇年度の障害福祉関係予算に関する説明が行われる

一月二六日午後、「障害保健福祉関係主管課長会議」が開催されました（東京都内）。この会議は、全国から行政の担当者に参加して年数回行われるもので、当会から事務局員が傍聴参加しました。当日は、全国から集まった担当者に対して、平成二〇年度の関係予算案の概要が示されたほか、障害者自立支援法の抜本的見直しに向けた緊急措置、平成二〇年度税制改正、医療観察法について、障害者雇用施策の充実強化について、などの報告がありました。傍聴できるのは、厚生労働省の各担当

部署の方の報告時間のみで、その後の質疑応答は、傍聴不可でしたので、どのような質疑応答があったのかが聞けず、残念でした。

報告の中で特に注目されるのは、「障害者自立支援法の抜本的見直しに向けた緊急措置」の項目です。平成二〇年度予算として一三〇億円（平成一八年一二月の「特別対策」（※）分も合わせて三一〇億円）の予算が計上され、以下の項目が掲げられています。

- ① 障害福祉サービスに係る利用者負担の見直し（二〇年七月実施）
- ・ 低所得世帯を中心とした利用者負担の軽減
- ・ 個人単位を基本とした所得段階区分への見直し
- ・ 軽減対象となる課税世帯の範

囲拡大（障害児対象）

- ・ 二〇年度までとされていた「特別対策」を二二年度以降も継続
- ② 事業者の経営基盤の強化（二〇年四月実施）
- ③ グループホーム等の整備促進（二〇年度実施）

この緊急措置で所得区分が個人単位になり、利用料が減額されることにより、福祉サービスを受けやすくなることが期待されます。しかし、応益負担の基本は変更されておらず、今後の課題です。

今回の緊急措置は、一二月七日に「与党障害者自立支援に関するプロジェクトチーム」より出された「障害者自立支援法の抜本的見直し（報告書）」を取り入れる形で予算化されてい

ます。ただし、報告書に掲げられていた「介護保険との統合を前提とせず、障害者施策としての在るべき仕組みを検討」「障害基礎年金額の引き上げ」などの項目がどの程度検討されているか、課題を残しています。また、自立支援医療に関しては、触れられておらず、当会としても今後も引き続き要望活動をしていく必要があると考えます。

#### ■ 確定申告に関するお知らせ

精神障害者保健福祉手帳一級の人は、所得税確定申告時、「特別障害者」として控除の対象となっています。

平成一八年度までの、国税庁が発行する「所得税確定申告の手引き」において、特別障害者

控除対象者の中に「精神障害者保健福祉手帳に障害等級が一級と記載されている方」の記述がされていませんでした。この文書の不備を、広島市精神保健福祉家族会連合会の会員が指摘、市連合会の要請により、一九九年度には正確に記載されることになりました。これまで特別障害者控除の対象でないと思われる方、今年の確定申告の際には注意して申告しましょう。

※障害者団体をはじめとして障害者自立支援法に対する不満や見直しの声があがり、政府は、国費一二〇億円を投じ、利用者負担の更なる軽減や事業者に対する激変緩和措置を実施した（平成二〇年度まで）

## お知らせします みんなねつこの活動

### ■与党へ、施策改善にむけ当会「要望書」を提出

当会では、すでにお知らせしたように、有識者による施策検討委員会を二回開催し、要望事項を検討してきました。

昨秋より年末にかけて、民主党や与党プロジェクトから障害者自立支援法の見直し案が出される中、一二月に当会の「要望書」を自民党・公明党へ提出しました。今後、他の政党に対しても要望活動を行いたいと思います。

「要望書」の内容を紹介しま

す。

■【緊急の要望】としては「障害者自立支援法」「生活保護」「所得保障」の三つに關してです。

●「自立支援法」の①利用者負担については、直ちに福祉サービスは応能負担、個人単位へ切り替えること。自立支援医療は通院医療費を5%の定率負担へもどし（前々年度の所得で決まる負担上限では、職を失って収入のない場合の制度利用に即応できない）、入院医療費も自立支援医療の対象として応能負担、個人単位にすべきこと、②障害程度区分については、精神障がいの特徴を適確に把握する基準を作る研究体制こそ必要であること、③施設・事業体系に

関しては、緩やかに参加できる場（小規模作業所のような機能をもつところ）を加えること、さらに、精神的な面から外出が困難なときや外出への援助が必要なときに対応する在宅訪問サービスを創設すること、最後に、施設・事業の経費（報酬単価）を大幅に引き上げ、職員の待遇改善によるマンパワーの確保こそ、精神障がい者支援の要であることを訴えています。

●「生活保護」の保護費引き下げは、生活保護を受給（入院、在宅）している人が多い精神障がい者にとって大変な打撃です。多数の人々が生活不安から再発・再入院の危機にさらされる現実を踏まえ、引き下げないよう強く要望しています。厚生

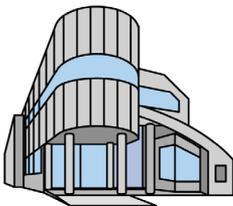
労働省は引き下げ時期を一年先送りしましたが、引き続き、要望していかねければなりません。

●「所得保障」制度の整備については、最も無年金者の多い精神障がいの立場から、障害基礎年金額の引き上げと同時に、無年金者を解消するための年金制度改正と、等級を適正に決めるための認定審査体制の改善を求めています。「特別障害給付金」については、当面、障害基礎年金と同額にすること、対象を拡大すること、を要望しています。

■【今後の課題への要望】としては、精神保健福祉法の「保護者制度」と「精神障害者保健福祉手帳」の二つです。

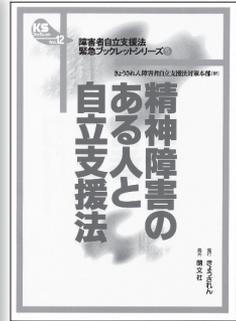
●「保護者制度」は、精神障がい者の全てを保護が必要な人とみなして差別し、家族に保護を強制しています。「障害者権利条約」の主旨にも反します。自由な家族関係の回復を願い、「保護者制度」の撤廃を要望しています。

●「精神障害者保健福祉手帳」に写真添付が義務付けられたので、他障害と同等なサービスを、特にJR運賃の割引が実現するよう、JR各社に対し強力に働きかけてほしい旨、要望しました。



## 本の紹介

この本は、第1章「精神障害分野から見た障害者自立支援法の問題」第2章「突然登場した病院敷地内退院支援施設、その背景と問題点」、第3章「障害者自立支援法の影響」第4章「精神障害のある人が『生きていてよかった』と実感できる地域に」で、構成されています。とくに第4章では、「これからどう切り拓くのか」という問題を扱っています。どのような理念で、どのように人との繋がりをもって運動を進めていったら良いのかといった方向性を示しています。「二〇歳を過ぎた障がい者が一人の大人としての生活できるように社会が支える」というシステム創りの大切さを改めて考えさせられました。



『精神障害のある人と  
自立支援法』

きょうされん 著  
萌文社  
A5判 100頁  
定価 700円

連絡先 TEL03-3221-9008

『精神障害のある人と自立支援法』  
きょうされん障害者自立支援法対策本部編



『辰村泰治の七十年』

辰村泰治 著  
やどかり出版  
A5判 172頁  
定価 1890円  
TEL048(680)1891

今、グループホームに暮らし、通所授産施設で働いている辰村さんが、幼少期からの記憶を丁寧書き溜めて、この本が完成しました。敗戦、旧満州から金沢への引き揚げ、病に倒れる父母、弟。けれど、祖母をはじめ生活と必死で戦いながらも優しさを失わない大人たちに囲まれ、賢くこころ豊かに成長するさまは圧巻です。東京での大学生活半ばでの発症、入院、復学、就職。その後、一九七六年から一九九九年までの二十二年間、長期の入院が続きました。飄々と労役にも進んで参加する辰村さんの姿がそこにはあります。それをよとしたのが日本の精神科病院の構造(環境・人の意識)です。すべてを受け入れ、人々への感謝を忘れない辰村さんの七十年は、しかし、私達に多くの問題を鋭く投げかけています。

『辰村泰治の七十年』  
——時代の波にほんろうされた一人の精神障害者  
辰村泰治 著

## 本の紹介

家族のための  
相談コーナー



今月の相談は、  
「働きたい」が  
テーマです

「みんなねっと」への相談は

TEL03-6907-9212

受付時間：月水金 10時～15時

本人の気持ちを大切に・否定しないで  
支えましょう

『みんなねっと』編集委員

良田かおり

「働きたい」と  
いっけねど

Q さん

すみません、御相談  
よろしいですか？

A さん

はいどうぞ。何で  
もおっしゃって下

さいな。

Q さん

実は息子のことな  
んですが、統合失調

症になってもう十年ぐらいにな  
ります。その間病気も何回か揺  
れ動いて入院もしました。最近  
は調子が良くて、ここ二年ぐら  
いは自宅で気ままにしながら暮

A さん

そうですね。そんなところからそう  
お思いになるのですか？

発病前とは違った  
息子

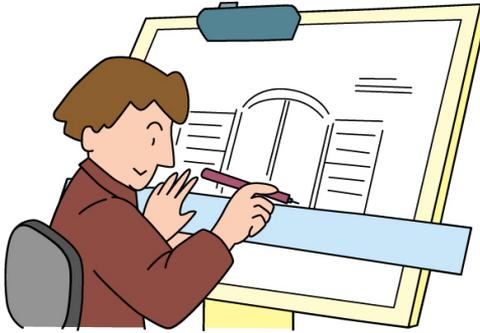
Q さん

息子はエンジニア  
で会社に行ってい

るときに発病したのですが、そ  
のときと比べると元気がないと  
いうか、すべてがゆっくりで、  
朝起きるのも遅いし、何かとい  
うと疲れて横になっています。

家で何手伝うわけでもないし、私にはとても会社で働けるとは思えないんです。

**A**さん なるほど、そうなんです。統合失調症の方に聞いたことがあるのです



が、その疲れは口で言い表せないほどの深い疲れだそうです。でもいろいろなサービスを利用したり、工夫をして就職に結びつけている人もおられます。

**Q**さん そうなんです。私たちの理解が足りないこともありますね。働ける人もいることも聞きまして安心しました。息子を見ているとうしてこうなってしまったのかと、本人に罪はないのですが、何をかけ離れたことを言っているのかと責めたくなってしまいます。こんな状態で就職なんて無理でしよって。

**A**さん よく分かります。現実感の無さに歯がゆい気持ちになったり、もった

こうしてほしいという思いが強い言葉になってしまうというところでですね。

病気になられて、体の動きとか、疲れやすさとか、判断の遅れといった影響が出る可能性があります。息子さんは気づかれていますのでしょいか。

**Q**さん さあ、あまり分かってないような気がします。エンジンアでしたので、そちらの關係の仕事にしたいみたいですけれど、病気もしましたし、時間もたっていますからもう無理だと思えます。

**A**さん 働きたいは前向きな気持ちです。でも親が無理だとい

つても本人は親の無理解だと思  
うでしょうね。仕事をしたいと  
いう気持はとても大事な、前向  
きな気持ですから、そこは大事  
にしたいところです。こういう  
場合親の説得では難しいでしょ  
うね。

**Q**さん 親としては、もっと  
早く起きられなけ

れば無理だとか、デイケアなど  
に行ったほうがいいと言つので  
すが、本人はそんなことをしな  
くても、その時になればでき  
ると怒ります。

## 希望を支持的に 受け止める

**A**さん なるほど。息子さ  
んはすぐにでもで

きる気持ちでおられるのです

ね。それを頭から否定される  
と辛いでしょう。以前外国の精  
神障がい者サービスの先進的な  
活動の話を聞いてとても感心し  
たのですが、サービスの利用を  
提案するとき、その人の希望を

まず肯定することから始める  
というのです。それがどんなに  
現実離れたことであっても、た  
とえば有名人になりたいとい  
う人がいたら、そんな馬鹿な  
ではなく、そうした目標を持つ  
ことはとてもよいことだと支  
持します。それから有名になる  
ためにどんなことができるかとか、  
人と一緒になって考えるのだ  
そうです。で、まず一番手じ  
かか目標から始める。笑顔で  
挨拶することとか、身綺麗に  
することとか、身綺麗にする

といったことです。それから先  
はともかく、まずは本人の希望  
を積極的に支持する姿勢は学  
びたいと思いましたがね。家族  
はとかく駄目駄目と言いがち  
ですから。

**Q**さん 本当ですね。息子が  
病気になってから、

だめとか無理とかばかり言  
つてたかもしれません。

**A**さん みんな同じです。成  
功してほしいと思

いますから。今まで、息子  
さんはデイケアや作業所には  
行かれましたことはいんです  
ね。

**Q**さん そうなんです。病  
気がゆれて入退院を

したことも原因です。自宅で  
療養という形でした。デイ  
ケアの

ことは主治医に勧められたこともあって、息子も知っています。が、行きたくないようです。

## ■ 専門家との相談が 必要

**A**さん そこに行くというところが、息子さんの希望をかなえるためにどうして必要なかというが話し合われたり、体験したりしないといけないといわれてもその気になれないかもしれません。ここは第三者の専門家をお願いしたほうが良いですね。息子さんの希望は就職することですから、就職に結びつく相談ということでは、就労支援をしている機関の職員や専門家に相談にのってもらうことを、息子さんに提案してみ

てはどうでしょう。

今の段階では息子さんは障害者という言葉に抵抗感を持つかもしれないけど、一応相談するということ、余り無理強いないで、役にたつことがあるかもしれないよという提案です。就労支援をしている職員は、息子さんがこれからどんな道筋で仕事という目的に近づいていくかいろいろと相談にのってくれると思います。障害者職業センターにはカウンセラーさんが相談にのってくれます。そこを利用してはどうでしょう。他にも生活支援センターなどもあります。

**Q**さん

親としては細かいことを言わないで、

相談してみたらという姿勢でいいですね。

## ■ 家族は気持ちを 支える

**A**さん そうですね。相談していくうちに、息子さんの思いよりかなり手前のことからはじめることになったり、思い通りにならなくて落ち込むこともあるでしょう。家族のできることはそんなときにも、息子さんの希望がかなうように、その気持ちを支えていくことでしょう。「自分が希望したことから頑張れ」ではなくて、「希望がかなうように少しずつ進めていこうね」という姿勢ですね。

(よしだ かおり)

# 「働きたい」ときの相談窓口

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構 愛媛障害者職業センター

牧 佳周子

## 「働きたい気持ち」の整理

障害者職業センターでは、障がいのある方に対し就労支援を専門に行なっています（詳しい内容は左頁のカコミを参照してください）。

センターに働きたいという相談があった場合、私も職業カウンセラーは、その理由、働くことでどんな良いことがあるの

か、ご本人にとっての働くということの意味などを確認していきます。相談の中で、働きたいという気持ちになった理由が少しずつわかる場合もあります。例えば、こんなことが背景にある場合があります。

- ・友達が働いていて家庭を持っていることを知り、このままではいけないと思った。
- ・両親が定年を迎えたなどをきっかけに、将来に不安を感じた。

- ・近所の人に昼間家の周りで会うのが辛い。
- ・働けるようになれば発病前の自分に戻れる気がする。

そのような気持ちが背景にあることがわかれば、必ずしも就職の方向ですぐ支援するのが最善とは限りません。



## 障害者職業センターのサービス内容

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構が運営する障害者職業センターは、各県各県に1ヶ所ずつあります<sup>(注)</sup>。就職を目指す障害のある方への相談、職業評価を実施し、ご本人の希望や職業評価の結果を踏まえてそれぞれに合った就職への道筋（職業リハビリテーション計画）を策定しています。

精神障害のある方が利用できるセンターのサービスには、センター内の模擬的就労場面で行われる「職業準備支援」がありますが、その中で「精神障害者自立支援カリキュラム」を実施しています。これは、場面に合ったコミュニケーションの取り方を練習する対人技能訓練や、グループミーティング、レクリエーション、簡易作業体験等を通じて就職や就職に向けた次の段階に移行することを目指すためのものです。

また、実際の職場に出る準備が整っている場合は、「ジョブコーチ支援」により職場実習をしたり、就職した後に支援を得ながら働くこともあります。ジョブコーチは、必要があれば病気の上での配慮事項をご本人に代わって事業所に説明したり、ご本人には職場に慣れたり作業を覚えたりすることを支援します。

その他、精神障がいのために職場を休職されている方のリワーク（職場復帰支援）や事業主に対する支援、関係機関に対する技術的援助などもおこなっています。

(注) 北海道・東京・愛知・大阪・福岡には支所もあります

不安や焦りが就職へかきたてる大きな要因であるのなら、その気持ちや先という場合もあります。

### 「働く準備」は整っているか

ご相談の息子さんのように、

働きたいとは言っても、ご本人の思いと現状とが噛み合っていない場合もあります。そんな時は相談に加え、職業評価を受け



- ていただいて、今の状態の振り返りをしていただくこともあります。評価の中で、これはほんの一例ですが次のようなことについて整理していきます。
- ①生活リズムが整っているか。
  - ②最近、毎日一定の時間働いた経験はあるか。
  - ③どんな仕事をしたいのか。一

日何時間くらい働きたいのか。  
④病気のことをオープンにして働くかどうか。

⑤職歴がある人なら、何故前の仕事を辞めたのか。仕事を探すパターンに無理がなかったか。  
⑥作業を体験してみても、どんな仕事がどの位できるのか。

あとは、ご本人の現状と噛み合うような仕事が見つかるかどうかということになりますが、ご本人の現状と企業の受け入れ状況との間に差があった場合、解決するためには大きく分けて二つの方法があります。

A. ご本人が企業が求める課題をクリアしていただけるように支援する。

B. 企業に理解を求め、受け入

れのハードルを下げて貰うようお願いする。または現状で受け入れ可能な所を探す。

精神障害のある方が働く場合、もちろんAばかりをご本人に求めてもいけません、Bだけで進めていこうとしても、実際には壁に突き当たることもありそうです。

例えば、朝が苦手だから夜働ける所を探す、という考え方もあります。実際、夜働ける職場を見つけた方もおられます。しかし、その場合は主治医との相談が必要でしょう。夜働く場合は、服薬や睡眠のリズムをどう組み立てていくか、また、深夜通勤する場合の交通手段などを考える必要があります。また、

求人誌等で交代制勤務の仕事を  
見付ける方もおられますが、こ  
の場合も同じです。それに、ど  
ちらかと言うと求人は朝から始  
まる仕事の方が多いようです。

## 就職へのステップ

このように、評価結果を踏ま  
えつつ、労働市場の状況や企業  
の論理、病氣と付き合いながら  
働く場合に気を付けた方が良い  
ことなどについてお伝えし、ご  
本人と今後の方向性について  
考えていきます。その結果、働  
きたいという思いを叶えるため  
に、センターの職業準備支援な  
どを受けていただくのが合っ  
ているのであれば、情報提供し、

受講するかどうか考えていただ  
きます。

ご本人が実際に体験してみた  
い、と考えられた場合は、セン  
ターの中の作業場面を活用し、  
数日間通勤して一定時間作業を  
続けることを体験していただく  
こともあります。その中で、一  
日働くことのしんどさを実感  
し、もう少し準備が必要だとい  
う考えになることもあります。  
働くための第一歩を踏み出す場  
としてデイケアや作業所の方が  
適当であれば、そちらの利用を  
お勧めする場合があります。  
センターでは、ご本人の働ぎ  
たい思いの整理をする一方で、  
ご本人の思いとは少し食い違う  
ことになってしまう場合もあり

ますが、働く人を取り巻く環境  
などの現実をお伝えしていきま  
す。最終的に働くことに向けど  
んな方法を選択するのかはご本  
人、ご家族ということになりま  
すが、その過程で一緒に考える  
お手伝いをすることができま  
すので、一度相談してみてもど  
うでしょうか。（まき かずこ）

### 訂正とお詫び

編集委員会の不手際で、12月号  
の「家族のための相談コーナー」  
に以下のような訂正箇所がありま  
した。お詫びいたします。

11頁3段目の後ろから4行目  
は、正しくは以下のようになりま  
す。

「糖尿病の人や以前に糖尿病  
だった人には使えない（禁忌）も  
のがあります。オランザピン・ク  
エチアピンです。」

# お元気ですか 家族会

「筑西地区地方家族会」  
(茨城県)

精神保健福祉が  
遅れている筑西地区

「筑西地区地方家族会」のある筑西市は、市街地から離れたのどかで自然の多い地域です。伺った私達を最初に出迎えたのは、駅まで迎えに来られた会長古池さんと、雄大な筑波山でした。よく晴れた天気の良い日だったので、目の前のどっしり構えた筑波山には圧倒されました。

今回は、茨城県筑西地区にある「筑西地区地方家族会」に伺いました。訪問した時期がちょうど十二月だったため、この日の例会は、家族や本人、行政や地域の各関係者が集う「合同クリスマス会」でした。

「筑西地区地方家族会」は、二〇年の歴史をもつ家族会で、会員数は五一名です（男性四名、女性四七名）。筑西市は社会資源が非常に乏しく、茨城県内で唯一、地域生活支援セン

ターがありません。そこで家族会では、平成一八年に「NPO 法人つばさ」を立ち上げ、障害者自立支援法内施設である「地域活動支援センターつばさ」（以下、「つばさ」）を運営しています。運営といっても、「つばさ」には職員を配置し、家族会と法人は別組織として存在します。その他に、本人や家族の活動の場、憩いの場として、古池さん



会長の古池さんに筑西市を案内していただきました

をはじめとする家族会員が、補助金をもらわず自前で「小貝川の郷」と「里山公園」という場づくりを進めています。

筑西市には大きな精神科病院が二つあるので、デイケアに行くことはできませんが、「働く自信をつけたい」、「友だちや仲



間を見つけない」という本人の社会参加の場がこの筑西市はありません。そこで、何とか本人の活動の場をつくりたいという思いから、家族会がこの「つばさ」と二つの場づくりをされたそうです。現在「つばさ」には二〇名のメンバーが登録してい



「小貝川の郷」では、農作物や、手工芸品などを販売。当事者のみなさんもレジなどの仕事に入っています

ます。

## 二つの場へつなぐの特徴

最初に向かった先は、「小貝川の郷」という物品販売店でした。ここでは、近所の方や家族会員が作った野菜やくだもの、米などの農作物や、精神障がい者本人の作った絵画、手工芸品など、さまざまなもの売っています。本人もレジを打つなどの仕事をします。ここは家族や本人はもちろん、近所に住む地域の方々も手伝って運営されています。売り上げは一日約一万円から多いときは三万円にもなるそうです。

次に訪れたのは、桜川の河岸に広がる、梅や桜が五〇本以

上も植えられた、楕円形の広い土地でした。ここは「里山公園」と名付けられ、古池さんが「本人や家族が、自然との関わりの中で心の豊かさを大事できたら」という気持ちからつくった場所だそうです。八年かけて古池さん自らが草木の伸びきった、手入れのされていない土地を整え、植樹をしてきました。「来年あたり、花が咲いてみんなどお花見ができるといいのですね」と期待を膨らませたお話でした。

この二つの場合は、補助金で建設・運営していないため、古池さん自前の土地を使用し、内装工事費や必要な物品購入にかかる経費についても、古池さん自



クリスマス会には、保健所や社協、ボランティアも加わり、約30名が参加しました

身が負担しています。家族の気持ちに頭が下がると同時に、この地域の精神保健福祉の遅れを強く感じました。家族が頑張らず、家族も本人同様に支援を受けられるネットワークの早期構築が必要だと思えます。

## 広がりつつある 地域のつながり

合同クリスマス会は、「つばさ」（於…心身障害者福祉センター内）を借りて、家族会員はもちろん、「つばさ」のメンバーや保健所、社会福祉協議会の職員、精神保健福祉ボランティアなど、約三〇名が集まりました。午前中は古池さんや茨城県連会長の中川さん、各行政や地域の関係者からあいさつがありました。家族の呼びかけにこれだけの行政機関や地域の関係者が集まるというのは、単会では珍しいのではないのでしょうか。各関係者の方々は、「これから家族会と協力していきたい」など



クリスマス会では合唱やゲームを楽しみました

と話され、徐々にではありませんが、家族や本人を支えるための人のつながりは、できつつあるのではないかと思います。また、埼玉県にある施設に訪問した時の報告では、「地元と違って、開かれた雰囲気があり、精

### 共に進めよう！地域の中で

神障がい特性を生かして生き生き生活している」、「家族が本人の前に出ず、世話を焼きすぎたはいけないことが分かった」など、よい刺激を受けてこられたようでした。

午後からは昼食を兼ねたレク

リエーションです。家族会員や職員が作ったカレーライスをみんなでいただきました。合唱やゲームを楽しみました。合唱では、古池さんの「ハーモニカを伴奏に、「きよしこの夜」や「ふるさと」などを歌い、わいわいと賑やかムード満点。あつという間に時間が経ちました。

本日は「合同クリスマス会」

でしたので、家族も本人も関係者も一緒になって歌ったり、話したりと、皆さんの笑顔がとても印象的でした。このように、小さな活動を通してお互いを知り、周囲の神障がいへの理解が広まり、本人や家族のニーズを伝えるきっかけになるのではないかと思います。

古池さんは最後に、「今後は、グループホームを建てて、本人の自立の場をつくりたい」と力強く言われました。この一言に、行政や支援者、地域住民が耳を傾け、本人が地域で生活する拠点づくりを家族任せにせず、ぜひ共に協力してくれることを強く願います。

(取材／高村・佐藤)

## 街の 診療所から のお便り

### …結婚適齢期？ 結婚する？…

連載  
⑩



ましもと しげき  
**増本 茂樹**  
増本クリニック院長

〈ゆいゆいの話したい〉

どうしたんでしょう？ いつもは土曜日に受診するRさんが、めずらしく平日の午後顔を見せました。彼は30代後半、遠方に通勤しているので土曜日しか来れないはず。ずっと落ち着いていてこのところ長く話していないので、何かあったのかと心配ですね。

でも今回は、結婚が決まった

という、良い知らせでした。彼は、とてもうれしく思っているのですが、「病気は抜け切っているのか？ 結婚してもいいものか？」と、考えてもいるのでした。

大丈夫。大きな決定をする時には誰でも不安になるものです。ちゃんと生活している人がいい相手と出会ったら、結婚するのもまた当然です。

〈認知力が低下するのは？〉

お見合いの会に登録したこと、は、一年前に聞いていました。こういう会は結構お金がかかるんですね。いくつかある中でどういう理由で今の会に登録したのか、話してくれました。彼は物事をじっくり観察して深く考える人なんです。

統合失調症の人は物事を考える力が低下しているのではなく

て、むしろ、適切に考えているのに、それでいいのかどうかを考え続けてしまうように、私は感じています。内容の一つ一つを聞くと、「そういうこともあるなあ」と思うことが多い。ですから、「病気だから、自分の感覚はあてにならない」と思わないでほしい。

### 〈発病の頃〉

彼の病歴では30歳になる頃に「会社で嫌がらせをされる」と



言い出しています。「周囲の人が悪口を言う」と言って自室に籠もりがちになったので、両親が同伴して初診されています。この時は「自分は病気ではない」とだけしか言われませんでした。

こんな時は診断は保留にしておいても、少なくとも何に困って病院に来たのかは分からなければ治療が始まりません。親から様子を聞くと、彼がいろんな心配で頭が一杯になっていること、仕事ができなくなっていること、表情も虚ろうつろでいることが分かりました。こういう所は病気ですね。頭全体に拡がらないように、一日中考え続けられないようにしなければなりません。

### 〈良くなるだけ〉

彼は服薬すると、一週間ほどで会社に出勤するようになりました。でも、「もう治った」と薬を飲まなくなる人でもありました。服薬が止まると、「会社が意地悪する。転職する」と辞表を出そうとします。言い分を聞くと、労働条件などで彼の考えにももつともな部分もあります。服薬すると、思い直して会社に出れるようになるんですけど、またすぐ薬を止めてしまいう。こういう事を繰り返したので、両親は本人に黙って薬を飲ませようと決心されました。味のないセレネース錠を砕いて飲み物に混ぜたのです。

## 〈薬は「贈り物」です〉

「お母さん、薬は息子への愛のプレゼントです。あまり秘密めかさなくてください。いずれ彼も分かってくれるはず。本人が知った時には、服薬している時の方が本来の彼らしいことを説明してください」

それから三か月後、彼が再び自分のペースを確立させた頃、お母さんは彼を呼んで、薬を入れていたことを説明されました。彼がその事を納得してくれて本当に良かったです。そんな危ない綱渡りがあつて、彼は、自分には病気があること、薬を飲むことが自分の利益になることを、しっかりと受け止めるこ

とができました。

## 〈「愛」を受け取る能力〉

Rさんの弱点の一つに、人の好意をさらっと受け入れるのが下手で、逆に「なぜ優しくしてくれるの？裏があるのか？」と迷ってしまう癖があつたんです。結婚を決めたということは、そこを越えて安心できる女性が見つかったんですね。愛情って、なぜ愛されるのかという理由が気になってしまったら、考えれば考えるほどよく分からなくなる。だから、日頃から小さな事で、素早く「うれしい、ありがとう」と言ってしまうのって大事ですよ。練習しましょう。

## 〈「結婚したい」はストレス？〉

病状が良くなったRさんは『愛を安心して受け入れる』ことができましたが、願望が強過ぎて、あんまり一所懸命「結婚したい」って思い続ける人では、症状悪化の軸になることもあります。

Sさんはお母さんと二人で暮らし、そこそこ安定していた女性ですが、同級生たちの結婚話を聞く30歳過ぎから「私も結婚する」と思い続けるようになりました。「郵便配達のお兄さんと結婚したい」という考えで頭が一杯になったのです。そのうち「妊娠したから薬は飲まない」ということになり、彼の家を捜

すようになつた。その頃に私も往診したのですが、確信は変わりませんでした。その後精神病院に入院しましたが、「院長先生と結婚する」さらには「阪神タイガースのK選手と結婚する」なんてことになってしまいました。現在はなんとか退院されたようですが、頑張つてもうまく行かない時にはちよつと棚上げしてみる、ということをして欲しかったですね。

### 〈良い感覚に自信を持つ〉

彼女はごく普通に、身近にいた格好いい同年配の男性を好きになつてゐる。良い感覚ですね。次に好きになつた院長先生も優しいスポーツマンでしたし、K

選手はもちろんすてきな男性です。彼女は遅いハンサムが好きですね。そんな彼女は子供好きの家庭的な人柄でした。友人たちが赤ちゃんを抱いているのがとてもうらやましかったのです。でも、強く願っている事でもいっぺんにそこまで跳び

上がろうとすると失敗します。朝起きて、御飯を食べて、仕事して、遊んで、夜はお風呂に入つて休む、ということが当たり前になる方が先ですね。

というわけで、精神病の人も最初から変わった考えを持つてゐるのではないのです。うまく行かない時や、仕事のストレスが強かったり、結婚を考えるとこういうな感情が大きく動くような場面では、バランスを崩しやすくなる。Sさんは、落ち着いて生活できるように頑張ってほしい。そうして、気の合う男性ができるといいですね。



## 親のやり直し



鬼頭博子（東京都）

就職先も内定し大学卒業と同時  
に一人暮らしを終えて帰京した娘は、  
一日も出社しないまま勝手に就職先をドタキャンし、  
そのまま家にこもってしまいました。  
その理由は彼女なりに幾つか  
あったらしいけど、私達夫婦も  
「ああやっぱり」と納得してしま  
うほど、一人暮らしの数年  
間の言動は徐々に普通ではなく  
なっていたように思います。  
天使や悪魔を見たと言ったり

盗聴されている気がするなど、  
今にして思えば病気はしつかり  
と顔を覗かせていたのに、後に  
医師曰く「本人の超人的な頑張  
り」で学生生活を乗り切ってし  
まったことは果たして良かった  
のか悪かったのか、少なくとも  
も治療開始は大きく出遅れてし  
まったわけです。  
四年半前の夏、娘（現在二九  
歳）は旅先の警察に保護されて  
いました。「車に爆弾が仕掛け

られている」「海に飛び込め」  
「反対車線を走れ」これらは娘  
が初めて聞いた幻聴だそうで  
す。そして娘は実際に反対車線  
を走り、海には飛び込まなかつ  
たけど海を目指し、爆弾を避  
けるために車を乗り捨て、助け  
を求めて警察に駆け込んだとい  
います。すぐに駆けつけた私達  
夫婦の前でしきりと見えない誰  
かと話をしている娘はとても楽  
しそうに見えましたが、それも

ほんの一時であとは盗聴、スパイ、妄想の世界へ一足飛び、見えない誰かとは猛烈な言い争いとなつていききました。

私が何が何だかわからないまま助けを求めて駆け込んだ先は地域の行政センターでした。翌日保健師さんに薦められ私は生



まれて始めて精神科医と面談することになりました。娘の成育歴、私達家族の歴史から人間関係まで、その医師は二時間近くも話を聞いてくださり、最後に「発症は一〇代の頃、おそらく統合失調症でしょう、お子さんは空虚さと孤独と絶望感の中にいるのです。本当に可哀相です」とおっしゃいました。

聞かされた病名は知っていました。先生の後ろの窓から見える午後の空がキラキラ光っていて、不思議なことにまるで憑き物が取れたように心が軽くなったのを覚えています。それまでの約一〇年に及ぶ何とも表現の仕様の無い娘の言動の意味がすべて理解できました。病名が

わかって良かった。それは親にとつても娘にとつても長年の霧が晴れたような感じで、後は一致団結して治療に専念すれば良いだけのことです。と、書くとは簡単なようですがそこはこの病気が分かってからもそれはそれは大変で、結局娘は二か月間の入院を経て地域のクリニックに通院することになりました。

転勤族だったわが家は娘の中学卒業までに六回も転校をさせてしまいました。元々人と関わるのは得意でない娘の苦労は並大抵ではなかったはずですが。そして娘曰く「家に居場所なんてなかった！ 親は愛してくれなかった！」親子関係は一方通行

で、相談医の先生がおつしやつた「孤独と絶望と空虚さ」で一杯の娘の心を分かつてやれないまま徐々に病状は進行し、一人旅の途中で全貌を現したわけです。

治療は主治医に任せるとして、私達親のすべきことは、先ず娘の信頼を取り戻すこと、これでもかというくらいたっぷり愛情を注ぐことなのでは？と思うた私は娘を六歳児だと思ふことにして「育て直し」を決意しました。

毎日毎日いつも一緒、どこへ行くにも家族一緒、何を差し置いても娘を最優先に考え、家は安心できる場所で親は味方であると教える作業です。情けない

ことに私、こんなことも教えられなかった母親なんです。

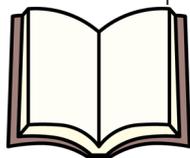
退院直後のボーっとして突っ立ったままの娘の手を引いて、毎日商店街に買い物に行きました。近所の人達とも積極的に話しをするようにし聞かれれば事情を説明しました。医療と家族関係の次はどうしても地域に受け入れて欲しかったからです。そんな生活が二年ほど続いた頃、コンビニの店長やスーパーのレジ係やお隣、お向かい……と気がついたら沢山の人が娘に話しかけてくれるようになります、娘も笑顔で言葉を交わせるようになっていました。

欲張りな私は自宅以外に娘の行ける場所を作ってやりたいと

思うようになり、一昨年から月一回町内会自治会館の一室を借りてフリースペースを開いています。病気の人もそうでない人も何かの線引きで分かれることなく、いろんな人達が同じ場所に集まってお茶を飲みながら同じ時を過ごすことこそがまさに「病気の正しい知識と優しい理解」に繋がっていくのでは？と思えたから。

そうそう、「育て直し」だなんて言ってた傲慢な自分が恥ずかしいです。今の私は「親のやり直し」をさせてもらっているのだと思っているから。そして過去を悔やんだり未来を憂いたりするよりも今を楽しく生きていたいと思っています。

## 「障害者自立支援法」に思う



クッキー（東京都）

この法が実施されて、二年弱になります。当事者・家族の生活は変わったでしょうか。

「自立支援医療」では、医療費が応益一割負担となり、経済的負担は重くなりました。また、一年毎の更新時には診断書が必要となり、二千元から一万円 of 負担が生じています。そうは言っても精神障がい者は医療を放棄できません。家族・当事者からの悲鳴はあちこちから聞こえています。

また、福祉サービスの利用料もあらたに増えました。それもいままで作業所でコツコツしていた工賃を上回る額です。

事業運営の変化は、当事者・家族にも変化が生じています。事業所は運営安定のために、障がい者を選別せざるを得ない状態になっており、サービスを利用できる当事者は固定され、障がい者の二割程度となっています。

サービスを利用できない人た

ちに一体どのような支援・援助があるのでしょうか。私達家族はこのことを真剣にうけとめ、「障害者自立支援法」の改善だけでなく、精神障がい者とその家族が地域でふつうに暮らせるような支援・援助の方法を考えていかななくてはならないと思います。

今月の  
執筆者

横山秀昭

横浜市泉福祉保健センター

わかりやすい  
制度のはなし

その10

## 障害者自立支援法における “世帯”と“世帯分離”の考え方

二〇〇六年四月から始まった障害者自立支援法（以下、自立支援法）では、福祉サービスや自立支援医療を利用する際には一割の利用料を払わなければなりません。また、その利用料の月額負担上限額（利用料を負担する一か月間の上限の金額）は市区町村で手続きをし、設定されます。その上限額は、利用する障がい者自身の市区町村民税（以下、住民税）ではなく、本人の属する“世帯”の住民税により決まります。障がい者の多くは、障害年金以外の収入がなく、本人自身の住民税はほとんどが非課税です。しかし、同じ“世帯”の親が課税されていれば課税世帯と扱われて、上限額が高

くなります。このような自立支援法のしくみは、障がい者団体が批判しているところです。

横浜市のように、福祉サービスを利用する際には、非課税世帯であれば利用料負担なしの自治体も多くあります。自立支援法での“世帯”の考え方を理解し、負担を軽減させる方法として“世帯分離”を検討することは大切です。

次に、自立支援法での“世帯”や“世帯分離”の考え方について説明します。

### 自立支援法における “世帯”の考え方

みなさんが福祉や医療のサービスを申請する際に、利用する

障がい者と同じ“世帯”の家族についても書類に記載するようになっていきます。記載された世帯”とその住民税の確認は次の方法で行います。

### (1) 福祉サービスの場合

「住民票」上の世帯です—

ホームヘルパーやショートステイ、就労継続支援やグループホームなど利用する場合に支払う利用料の上限額を決めるには、まず、障がい者の属する住民票により、“世帯”を確認します。その際に横浜市では住民票の添付が必要なく、提出された書類と本人と家族の同意により、職員が住民票と住民税を役所のパソコン画面で確認し、利

用料と上限額を決定します。さらに、住民票の“世帯”により、利用料と上限額が決定されることをいいねいに説明します。

このような説明を聞いたうえで、同居であっても住民票の世帯”を分けるかどうかは、障がい者と家族の判断になります。障がい者を“世帯分離”し、非課税世帯になることで、利用料負担が軽減される自治体の場合は、その方法を選ぶ人が多いようです。

住民基本台帳上では「世帯主は生計を維持している者」という決まりがあり、届出の際に、難色を示す自治体があるかもしれません。自立支援法との関係で“世帯分離”することを説明

して、手続きすることが大切です。

“世帯分離”した場合、国民健康保険も“世帯”が分かれませんが、健康保険料が低くなる場合もあります。ただ、公営住宅の場合は定期的に住民票の提出が求められる、別々の住民票では入居資格が問題になることもあります。また、親の会社などの健康保険に障がい者を被扶養者として加入させる際には、住民票の添付が求められることがあります。このような不都合が生じる側面にも留意して、住民票上の“世帯分離”を検討することが必要です。



の記号番号が同じならば、同じ“世帯”となります。生活保護の場合は、一人世帯となり、利用料はありません。自立支援医療の月額負担上限額は、二五〇〇円から二万円までとかなりの幅がありますが、デイケアなど利用頻度の多い方にとっては、この上限額により利用料負担にかなり差が出ます。また、非課税世帯や本人収入により、利用料を減額している自治体もあり、ここでも“世帯”の認定は大きな意味があります。

自立支援医療では、国民健康保険の場合はほとんど不利益なく“世帯分離”を行うことができますようです。この手続きをする際は、国保の窓口で保険料を

きちんと支払うことを伝えることが大事です。前述したとおり、国保上の世帯を分けることにより、全体の保険料が低くなることもあるようです。一方、親の健康保険に障がい者が入っている場合に、障がい者のみを健康保険から国保に移すには、いろいろ難しさがありますので、国保窓口とよく相談してください。

### (3) 世帯認定の特例

自立支援法上の“世帯”の認定に関して、「世帯の特例」があります。その場合は、住民票上や国民健康保険上で“世帯分離”を行わないでも、障がい者本人のみの住民税で利用料や上

限額が決定されます。例えば、①障がい者と同じ“世帯”の家族全員が国民健康保険加入者で、その家族が障がい者を税法上の扶養扱いにしていない、②福祉サービス利用の場合は、障がい者と世帯主が異なる健康保険に加入している、などの場合です。詳細は担当職員にお尋ね下さい。

以上のように“世帯”と“世帯分離”の考え方や手続きは少し複雑です。制度上の決まりもありますし、障害福祉の担当窓口でいいいな説明を受け、住民票や国保担当窓口でも相談した上で、親だけではなくご本人も納得してから手続きをしましょう。(よこやま ひであき)



「みんなのわ」は、読者のみなさんからの便りを中心にご紹介するコーナーです。

月刊『みんなねっと』創刊（5月号）以来、皆さんから、投稿をいただいています。ありがとうございます。このコーナーで紹介していきます。

### 「みんなねっと」の感想

★徳島県 ローズ 本人（30代）

私はボーダーラインという病を持っていました。主人は三年前に他界し、ますます病気がひどくなり、自殺未遂を三回もくり返し入院、今は自宅療養中の身です。

両親も年をとり、親なきあと

のことを考えているようです。収入も多くありません。でも、「みんなねっと」を読ませて頂き、同じ心に病を持った人もがんばっている！ひとりじゃない。もう38歳になります。

でも、写真で主人の顔を見る時、「がんばるからね」と心で祈ります。病になったことで失ったもの、でも得たものがたくさんありました。これからまだたくさんの事があると思います。が、前向きに！

★本人

三十七年間、この病いと付き合っているものです。「家族のための相談コーナー」へのご家族の思いは総じて複雑な思いをお持ちでしょう。しかし私は、悲嘆にくれるご家族に対して「回復期」「かんかい」位に達し

た本人から思えば、若干悲嘆に暮れすぎているのではないかと思います。ご家族は「急性期」に混乱し「出口」を見失っているかのようです。

本人の対人関係、家族関係はもとより、正確な本人の病的位置を主治医に聞かれてはどうでしょうか。それにより、本人を理解した付き合い方を心得たらよいと思います。

本人は家族の中の個人です。病を負っても個人の幸福な生き方があるように、他のご家族も個々に悔いのない幸福な人生を送らねばならないと思います。それにより家族間の愛が破壊するとは思いません。強いて云えば「家族愛」があるからです。家族を持たない方でも、一人で「生」を受けたのではないと思えます。

又、本人は自分の病に対して深い認識に立たねばならないと思います。それが本人を再生させるものの一つでも有ります。厳しい言い方を述べましたが、我が子が病になったとしても、困難でも個人の幸福な人生を送ってもらいたいと思ひ願っています。

★神奈川県 家族（80代）

前略 精神障害者の家族会のお世話になっていきます。先に「ぜんかれん」破産、解散に驚いています。先月（8月）の会合で月刊「みんなねつと」の設立を知りました。7月号を早々に開いて、活字が大きく大変読み易くなっているの、嬉しくなりました。

読んでいて気になりました。「精神障害者」と「精神障がい

者」とあるのが目につきました。が、「障害者」で良いのではと思ひますが、。今後の発展を祈っています。

日常生活のこと

★徳島県 マル 本人（40代）

春に続いて、秋も入院してしまいました。今、外泊で自宅にもどってきていて、「みんなねつと」を見ているところです。入院患者さんはみんなかわりなく、僕のことを覚えていてくれました。薬を一週間のまなくて、調子をくずしてしまいました。これからは、つづけてのみたいです。

\* \* \*

今日からまた、県精神福祉センターのデイケアに通いだしました。21世紀会とかけもちで

す。センターの方もまた気分が変わったのしいです。もう少し元気になると支援センターの喫茶店でも働こうと思ひついています。いるものがたくさんあって、お金をタンス預金するつもりです。いろんな事をして楽しんで、ほがらかにすごしたいです。一時は病院で一生活いようと思ひましたが、退院できてよかったです。さようなら

★三重県 シャローム 家族（80代）

私の娘、高2で双極性感情障害を発病。初めは自律神経失調症と診断されて、2〜3年で治るものと希望を持って、両親と姉とで全力を尽くして治療を受けましたが、躁うつ波が浅からず入院を数え切れない程繰り返し、母一人になってから15年介護しましたが、尚症状が落

ち着かず、発病から30年入院退院をしています。

母が疲れ、昨年から一人暮らしをさせました。訪問看護、ヘルパーさん、母と3者が週1回訪問して支えています。尚、母は毎日30分電話で様子を聞きます。別居して母も夜は寝られるようになり助かりました。生活費は障害年金と母の老齢年金を足しています。

★千葉県 高松寛 本人(50代)

「若武者」

平成19年9月1日に地域活動支援センター「さくら」を他病院に先がけて設立。我々の岡田病院は関東平野のまん中、人間でいえばおへそあたりかな。醤油、最近では枝豆の出荷、日本有数の千葉県は野田市に在ります。率いるのは、コンピューター

1付ブルトリーサーでおなじみの若武者、岡田吉郎理事長先生です。どんなささいな事でも真剣に考えて下さる、気さくな先生です。病院へ百聞は一見にしかず、どうかご来院下さい。

★京都府 うさこ 家族(60代)

2級なのに息子には障害者年金が出ません。神経の病気は寝たきりでも、働けないような身体であっても、厚生省の決まりで障害者年金は出ない、ということです。

うつ病でも働ける人が3級で障害者年金をもらっているのに。息子は大学卒業半年前に発病しました。国民年金をきちんと払っていました。障害者年金が、働くと症状が出て倒れる息子に出ないのをおかしいと思います。同じ精神障害者なのに。

差別だと思えます。うつ病でもない息子が精神障害者というのもおかしいですが。

★愛知県 本人(60代)

私は61才男性です。今は一人暮らしをしています。精神障害者2級です。毎日東春病院のデイケアにかよっています。収入は障害年金7万円です。以前は調理師をしていました。28才で結婚し二人の子供をもち幸せな生活をおくっていましたが、40才頃うつ病にかかり仕事ができなくなりました。妻の理解がなくて離婚しました。それから一人暮らしがはじまりましたが、病気は重くなるばかりで病院に入院しました。

あつというまに2年が過ぎ退院しましたが、一人暮らしでどこへ行くにも金がかかりますの

で、障害年金をあげてほしい。公共交通機関の利用時の割引もしてほしい。テレビもたのしみのひとつです。NHKの受信料の免除をしてください。私は車もっています。ドライブが好きであっちこっちにいけますが、高速料金がたいへんです。身体障害者割引があれば私もつかいたいです。身体障害者のように、車の税金なしで車がかえるようなら、車をかいかえてドライブをいっそう楽しむことができるので、精神障害者と身体障害者とおなじ制度をつくってください。おねがいします。

★奈良県 本人

「私のストレス解消法です」

私はストレスたまった時、キットラジコンひこう機を作りとばしています。エンジンひこ

う機のために、非常にきついです！自分はラジコンひこう機を作っている時が幸せです。ターボファンエンジンのために、心技体ともにきついです！自分は理工系出身のために、苦になりません。自分はストレスがたまったらラジコンひこう機を作っています。しんどくて、きつくて、苦しいです。ラジコン作り楽しいです。しかし体力的にきついです。一機作るのに1ヶ月かかるので根気が入ってしんどいが楽しいです。しんどいのが楽しいので、かわっています！

### 詩（俳句）

★茨城県 K・S 4 本人（30代）

こよい冬 窓の外から 鳥の声  
冬景色 遠く旅び立つ 渡り鳥

立秋の ゆず風呂入る ほんのりと



お詫びと訂正

次ぎの「みんなのわ」本文中に間違いがありました。お詫びして訂正します。

二〇〇七年一二月号

26ページ中段 1行目

誤「報酬が50万円程度」

正「報酬が5万円程度」

二〇〇八年一月号

30ページ上段 7行目

誤「長崎県」

正「長野県」

31ページ下段 イラスト内

誤「安齊維子（ようこ）」

正「安齊維子（ゆいこ）」



◆障害者相談活動実践セミナー  
開催のお知らせ

このセミナーは、身体・知的・精神それぞれの相談活動の実践を学び、地域に根ざした障害者相談活動を考えるとともに、意見交換や交流を目的として開催されます（主催 社会福祉法人日本身体障害者団体連合会）。

現在、身体障害者相談員・知的障害者相談員は制度化されて

いますが、精神障害者相談員については制度化されておらず、自治体レベルで相談活動への援助制度を設けているところもあります。今後さらに各地で相談の場を広げていくなかで、相談活動援助体制の広がりや精神障害者相談員の制度化が望まれます。是非、セミナーに参加して、相談活動の実践をともに学びませんか。

このセミナーは、今回のほか、二〇〇八年度中に、北海道・東北、中部、近畿、中四国、九州、五か所で行なわれます。

パンフレット、所定の申込み用紙は各県連合会にお送りします。参加希望の方は県連までお問い合わせください。

テーマ 「障害者相談活動実践セミナー」 ～地域に根ざそう、障害者相談支援活動～（仮）

日時 二〇〇八年三月二六日  
（水）一〇時～一六時

会場 ホテルメトロポリタンエドモント（東京都千代田区飯田橋三一一〇一八）

定員 一五〇人（相談活動に携わっている人が対象）

参加費 一五〇〇円

プログラム：講演「地域における相談支援への取り組み」（仮）  
シンポジウム「地域に根ざす障害者相談員を考える」（仮）

◆地震義援金への協力ありがとうございました

新潟県中越沖地震、能登輪島

地震の義援金募集に対して、ご協力いただき、ありがとうございます。一二月一五日で締め切り、新潟県・石川県の連合会に送金いたしました。金額は以下のとおりです。

新潟県中越沖地震義援金

一九万四九二円

能登輪島地震義援金

三万七五二〇円

【県連会長より御礼】

中越沖地震に際し、全国の家族会の皆様からの心のこもったお見舞いや義援金をお寄せいただき、心より厚く御礼申し上げます。

三年前の中越沖地震の痛手から立ち上がったばかりのところ再び六九名の会員が震災にみま

われました。今は負けることなく一生懸命復旧に努力いたしておりますことをお伝えし、御礼に代えさせていただきます。

社団法人新潟県精神障害者家族会連合会理事長 武沢スミ

このたび「みんなねっと能登輪島地震義援金」として義援金をいただきました。ご支援誠にありがとうございます。この地震で県内三か所の障害者支援事業所が被害をこうむりました。また、多くの家族会員の家屋が被害をうけました。早速被災家族に配らせていただきます。温かいご支援をいただいで、石家連も「能登を元気に」を合言葉に頑張つてまいります。ありがとうございます。

石川県精神障害者家族会連合会  
会長 梶 義伸

#### ◆就労セミナーのご案内

精神障害者中央就業セミナー

「こうすれば働ける！当事者が

主役の就労支援」

日時 平成二〇年三月一四日

(金)～一五日(土)

会場 O V T A 海外職業訓練セ

ンター(東京駅よりJR京葉

線40分、海浜幕張駅徒歩15分)

資料代 三〇〇〇円(当事者

一五〇〇円)／定員 二七〇人

主催 N P O 全国精神障害者就労

支援事業所連合会(旧職親連合会)

問合せ TEL 03-33368

19290 FAX 03-33

62-9377(ストローク)

編集  
後記

やってきました花粉のシーズン。今年は飛び始めが早く、飛散量は昨年のおよそ2～3倍とか。今や日本人のおよそ20%が花粉症だといわれ、気象庁が「花粉飛散予報」を出したり、あらかじめ服用しておくおと症状を押さえられる薬もでてきました。しかし、事前の対策を怠った「花粉もち」の私は、もうすでに鼻づまりや目のかゆみに悩まされています。特に東京は池袋にある、この「みんなねっと」の事務所にいる時が、一番ムズムズしてくるんだけど…。いや、これは編集の仕事がかどらない言い訳でした。早く春になって花粉がおさまるのを、カラス天狗のようなマスク姿でじっと待ち続けています。(佐藤)

先日、厚生労働省の「障害保健福祉関係主管課長会議」を傍聴する機会を得ました。平成20年度に、自立支援法の抜本の見直しにむけた「緊急措置」予算が組まれる見通しだそうです。1昨年も、「特別対策」があり予算が組まれました。資料を見ながら「利用料の負担が少なくなるのは朗報だけれども、予算がなくなったら元にもどってしまうのだろうか」、非常に不安に感じました。しかし「緊急措置」がなされたのは、負担増に対する家族・本人の声があったからこそだと思います。利用しやすい制度になるよう声を出していく必要を強く感じました。(鈴木)

編集  
後記

次号の予告

家族のための相談コーナー●「きょうだいの結婚」  
みんなねっとフォーラム講演録●「自立支援法と精神障害者福祉(上)」平野方紹先生／ほか

月刊 **みんなねっと** 通巻第10号(2008年2月号) 定価 300円

発行日 2008年2月1日 賛助会員  
発行者 NPO法人 全国精神保健福祉会連合会 個人・年間3500円  
理事長 川口 洋子 団体・年間3000円×人数(2人以上)  
〒170-0013 東京都豊島区東池袋1-46-13 ホリグチビル 306  
TEL 03-6907-9211 FAX 03-3987-5466  
郵便振替 00130-8-579093 ホームページ [www.seishinhoken.jp](http://www.seishinhoken.jp)  
印刷・製本/株式会社シナノ 表紙デザイン/レフ・デザイン工房

## 精神科病院のこれからを考える

### ■プログラム

10:30～10:45

主催者挨拶 広瀬徹也 (財)日本精神衛生会 理事長

来賓挨拶 中村吉夫 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

10:45～11:50

特別講演 仙波 恒雄 日本精神科病院協会名誉会長 千葉病院

日本の精神科病院の軌跡を振り返る

～千葉病院40年の体験から～

司 会 吉川 武彦 精神科医 中部学院大学大学院教授

13:00～16:00

### フォーラム

#### 精神科病院のこれからを考える

—病院治療中心から地域生活中心への流れの中で—

座 長 白石 弘巳 精神科医 東洋大学教授

羽藤 邦利 精神科医 メンタルケア協議会理事長

パネリスト 川崎 洋子 全国精神保健福祉会連合会理事長

宮本 真巳 看護師 東京医科歯科大学大学院教授

奥村茉莉子 臨床心理士 子育て工房心理相談室主宰

川淵 孝一 医療経済学者 東京医科歯科大学大学院教授

佐久間 啓 精神科医 あさかホスピタル院長

総合司会 上別府圭子 保健師 東京大学大学院准教授

16:00～16:10

開会の言葉 原田 憲一 (財)日本精神衛生会 会長

■日時 平成20年3月1日(土)(10時開場)

■会場 有楽町朝日ホール

(東京都千代田区有楽町2-5-1 有楽町マリオン11F

電話03-3284-0131)

■参加費 無料

■主催 (財)日本精神衛生会(電話・FAX03-3269-6932)

全国の家族と  
家族会を  
つなぐ機関誌

# みんな ねっと

月刊

『みんなねっと』は、  
ハンドバックに入るA  
5判 32頁のコンパクト  
サイズです。

●創刊号は2007年5月号からです。

発行 特定非営利活動法人(NPO)  
全国精神保健福祉会連合会

〒170-0013 東京都豊島区東池袋  
1-46-13 ホリグチビル 306  
TEL03-6907-9211 FAX03-3987-5466

月刊「みんなねっと」は、精神障がいのある人の  
家族が中心になってつくっている機関誌です。  
家族同士のつながりを強め、悩みを分かち合  
います。また、同じ思いを持つ家族同士が交流し  
あいながら、お互いに成長し、力をつけ元気に  
なっていく機関誌です。

毎月、こんな内容で  
お届けいたします。

●投稿募集●月刊『みんなねっと』は  
皆さんの投稿をお待ちしています(文  
字数は400～600字程度です)。巻末の  
はがきをご利用ください。『読者のペ  
ージ みんなのわ』で紹介していきます。

- 知っておきたい動き**●精神保健福祉のうごき、当会の活動情報をお知らせ  
します。
- 家族のためのQ&A**●家族がかかえる悩みや相談などを、QさんAさんの  
問答形式でお答えします。(例)①親なき後の住まい②病気の原因は子育  
て??③ひきこもりから一歩をふみだす④入院中の本人が「退院したい」  
と言う場合の家族の対応⑤親の高齢化と在宅サービスの利用⑥退院促進事  
業とは?⑦生活のしづらさを理解する⑧就労への支援について、ほか。
- お元気ですか?家族会訪問**●全国各地の家族会を訪問して、元気の出る話  
や楽しい話題を紹介いたします。家族会運営のヒントが盛りだくさん。
- まちの診療所から**●地域で活躍する診療所の先生(増本茂樹先生)から患者  
さんたちの暮らしと治療のお便りをお伝えします。
- わかりやすい制度の話**●障害年金をはじめとする医療・福祉の制度のしく  
みや利用の仕方をやさしく解説します。

★2008年1月号から4ページ増えました(全36ページ)★

申し込み

『月刊みんなねっと』は賛助会費が振り込まれますと毎月お手元に届きま  
す。個人の場合は年間3500円、団体(2名以上)の場合は、年間3000円  
×人数です。本誌に貼付してある郵便振替用紙をご利用ください。